

政治資金規正法施行令の一部を改正する政令案及び 政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令案の概要

1 趣旨

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）を踏まえ、情報公開法施行令について改正が行われる予定。

情報公開法施行令の規定を参考としている、政治資金規正法施行令に規定する少額領収書等や収支報告閲覧対象文書の写しの交付の実施方法についても、下記のとおり同様の改正を行う。

2 改正概要

（1）写しの交付の実施方法の削除

フレキシブルディスクカードリッジ（フロッピーディスク）での交付方法の規定を削除する。（政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号。以下「施行令」という。）第12条関係）

（2）写しの交付の実施方法の追加

オンライン開示請求をした者に対するオンライン開示を可能とする旨の規定を追加する。（施行令第12条関係）

（3）その他

（1）（2）に伴う手数料規定の整備等、所要の規定の整備を行う。（施行令第13条、第14条、第19条第1項、政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）関係）

3 今後の予定

公布予定日：令和5年12月中

施行期日：令和6年4月1日